

幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準

(案)

審査事項	項目（共通審査基準）	個別審査基準(幼保連携型認定こども園)	最高得点	配点内訳（幼保連携型認定こども園）	点数配分	備 考
1 事業計画との整合性 (配点 24点)	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	(1) 定員の規模	7	① 定員設定が最も供給不足解消に寄与する（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	7	該当するものいずれか
				② 定員設定が2番目に供給不足解消に寄与する（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	4	
				③ 定員設定が3番目に供給不足解消に寄与する（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	2	
		(2) 認定こども園の設置の整備優先度	4	④ 優先整備地域A ※既存幼稚園からの移行は、全て優先整備地域Aとして取り扱う	4	該当するものいずれか
				⑤ 優先整備地域B	2	
				⑥ 優先整備地域C	1	
		(3) 認定こども園の設置に適した周辺環境	5	⑦ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が最も多い（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	5	該当するものいずれか
				⑧ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が2番目に多い（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	3	
				⑨ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が3番目に多い（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	2	
		(4) 延長保育の実施時間	3	⑩ 延長保育の時間が2時間	3	該当するものいずれか
				⑪ 延長保育の時間が1時間	1	
		(5) 一時預かり事業・休日保育の実施	5	⑫ 一時預かり事業（在園児及び非在園児）を実施	3	
				⑬ 日曜及び祝日に休日保育を実施	2	
			24		24	
2 欠格事由 (配点 ー)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。		ー		ー	
			ー		ー	
3 設備 (配点 22点)	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。	(1) 児童の安全確保	5	① 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室を全て1階に配置	5	該当するものいずれか
				② 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室を全て2階以下に配置	2	
		(2) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積	5	③ 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積が、最低基準面積の120%以上の広さがある	5	該当するものいずれか
				④ 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積が、最低基準面積の110%以上の広さがある	3	
				⑤ 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積が、最低基準面積の105%以上の広さがある	1	
		(3) 園庭の確保状況	4	⑥ 必要な園庭の面積（移行特例を除く）を全て地上に確保	4	該当するものいずれか
				⑦ 必要な園庭の面積（移行特例を除く）を地上又は屋上に確保	2	
		(4) 施設用地の保有形態	3	⑧ 施設用地全てを自己所有しており、所有権以外の権利が設定されていない（自己所有し、所有権以外の権利が設定されないことが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）	3	該当するものいずれか
				⑨ 施設用地全てを自己所有しているが、抵当権その他所有権以外の権利が設定されている（自己所有することが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）	2	
				⑩ 国若しくは地方公共団体から貸与を受けている（貸与を受けられることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）	2	
				⑪ 国及び地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる（これらが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）	1	
		(5) 通園への配慮	5	⑫ J R駅又は地下鉄駅から半径800m以内の立地にある	1	該当するものいずれか
				⑬ 定員（1号を除く）の1/10以上の駐車台数を確保（小数点未満端数切上げ）	4	
				⑭ 定員（1号を除く）の1/15以上の駐車台数を確保（小数点未満端数切上げ）	2	
				⑮ 定員（1号を除く）の1/20以上の駐車台数を確保（小数点未満端数切上げ）	1	
			22		22	
4 運営 (配点 24点)	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第3章に定める運営の基準に適合すること。	(1) 子育て支援事業(※1)の実施	6	① 子育て支援事業(※1)を4項目以上実施	6	該当するものいずれか
				② 子育て支援事業(※1)を3項目以上実施	3	
				③ 子育て支援事業(※1)を2項目以上実施	1	
		(2) 食事の提供	6	④ 全ての園児（1号認定子どもを含む）の食事を自園調理で提供	6	該当するものいずれか
				⑤ 全て又は一部の園児に対して、外部委託で食事を提供（外部搬入なし）	3	
				⑥ 一部の園児に対して、外部搬入で食事を提供	1	
		(3) 地域型保育事業所との連携計画	2	⑦ 卒園後の受皿枠を確保	2	

幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準 (案)						
審査事項	項目	個別審査基準(幼保連携型認定こども園)	最高得点	配点内訳 (幼保連携型認定こども園)	点数配分	備 考
		(4) 園長予定者の資格要件	2	⑩ 保育士資格及び幼稚園教諭免許を併有し、５年以上の実務経験を有する	2	該当するものいずれか
		⑪ 設置者が上記と同等以上であると認める者である		1		
		⑫ 園長予定者が未定である		0		
		(5) 努力義務の職員配置	2	⑬ 副園長又は教頭を置く予定	1	
		⑭ 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭を置く予定		1		
		(6) 虐待対策と危機管理の取組	2	⑮ 虐待対策に関するマニュアルが整備されている	1	
		⑯ 災害対応及び事故防止に関するマニュアルが整備されている		1		
		(7) 事業内容の自己評価と改善の取組	2	⑰ 第三者評価を実施して結果を公表する	2	該当するものいずれか
		⑱ 第三者評価を実施する、又は自己評価を実施して結果を公表する		1		
		(8) 職員研修に関する計画	2	⑲ 職員研修に関する具体的な計画がある	2	該当するものいずれか
		⑳ 職員研修に関する計画がある		1		
			24		24	
共通審査基準に基づく個別審査基準点 中計			70		70	

審査事項	項目	個別審査基準(幼保連携型認定こども園)	最高得点	配点内訳 (幼保連携型認定こども園)	点数配分	備 考
5 資金計画 (配点 15点)	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。	(1) 当初資金の確保状況	5	① 当初資金の全部を自己資金で確保	5	該当するものいずれか
		② 当初資金の全部又は一部について、個人又は団体からの寄附が確実に連帯保証人を確保		3		
		(2) 借入金の状況	5	③ 借入を行わない	5	該当するものいずれか
				④ 借入金の割合が設置者負担総額の20％未満で、償還財源を確保	4	
				⑤ 借入金の割合が設置者負担総額の40％未満で、償還財源を確保	3	
				⑥ 借入金の割合が設置者負担総額の60％未満で、償還財源を確保	2	
				⑦ 借入金の割合が設置者負担総額の80％未満で、償還財源を確保	1	
		(3) 補助金（交付金）の効率的な活用	5	⑧ 整備する定員一人あたりの補助額（交付額）が最も少ない（１号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	5	該当するものいずれか
				⑨ 整備する定員一人あたりの補助額（交付額）が２番目に少ない（１号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	3	
				⑩ 整備する定員一人あたりの補助額（交付額）が３番目に少ない（１号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	2	
			15		15	
6 設置主体の事業実績 (配点 10点)	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。	(1) 既存園の運営状況	10	① 札幌市からの文書指導事項（重大）又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない（過去３年間）（保育所等※２）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人の場合）	10	該当するものいずれか
				② 札幌市からの文書指導事項（重大）又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、現在は改善されている（過去３年間）（保育所等※２）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人の場合）	6	
				③ 札幌市からの文書指導事項（重大）又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、改善計画の策定等、改善の目途が立っている（過去３年間）（保育所等※２）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人の場合）	3	
				④ 施設整備に係る適切な事務体制が整っている又は整う見込みがある（保育所等※２）を運営したことがない新設社会福祉法人及び学校法人の場合）	6	
					10	
7 準備状況 (配点 5点)	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	(1) 理事会等の議決	5	① 理事会等（設立準備委員会）で施設整備に必要な事項（整備施設の規模・構造、用地の確保状況、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等）について十分に計画・審議している	5	
			5		5	
共通審査基準以外の個別審査基準点 中計			30		30	
合計			100		100	

- 【優先順位の決定方法】
- 各項目の合計点数（100点満点）により審査を行う。
 - ①においても、優先順位が同点の場合は、上記の審査事項1－(1)の評点の高い方を優先順位上位とする。
- ※1 子育て支援事業は、以下の(1)～(5)から選択する。
- 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
 - 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
 - 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
 - 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
 - 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業
- ※2 保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）をいう。